

(要綱第51条関係)

市に帰属しない公共公益施設の 管理に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱（平成5年告示第49号。以下「要綱」という。）第51条の規定により市に帰属しない公共公益施設の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「公共公益施設」とは、次に掲げる宅地開発事業の区域内又は区域外に設置される施設等及びその用に供する土地をいう。

- (1) 自動車の駐車施設
- (2) 自転車の駐車施設
- (3) 集会施設
- (4) ごみ集積場所等
- (5) プレーロット及び緑地等の施設
- (6) 排水に関する施設
- (7) 必要面積未満の公園
- (8) その他市長が必要と認める施設

(誓約書の提出)

第3条 事業者は、前条各号に掲げる施設の維持管理を適切に行うこと及びその土地を施設の用に永続的に供することについて、誓約書（別記様式）を市長に提出すること。ただし、その維持管理が永続的に使用し、及び担保されると市長が認めるものについては、この限りでない。

(公共公益施設の譲渡)

第4条 事業者は、公共公益施設を第三者に譲渡し、又は貸与する場合は、前条の誓約を当該公共公益施設の譲渡を受け、又は貸与を受ける者に承継させること。

(区画の認定)

第5条 公共公益施設については、その土地の区域を公図上分筆し、かつ、隣接地との境界を明確に判断できるよう縁石、柵等により区画を設定すること。ただし、要綱第2条第1項第3号、同項第4号及び同項第7号に規定するものは、この限りでない。

(公共公益施設の変更等)

第6条 事業者又は第4条の規定により公共公益施設を譲り受け、又は借り受けた者は、公共公益施設の位置及び形状を変更しようとするとき、若しくは公共公益施設を他の目的と複合して利用しようとするとき、又は公共公益施設がその利用目的を失い当該公共公益施設を撤去しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出し許可を得ること。

附 則

この基準は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の前になされた申請その他の手続きについては、改正後の市に帰属しない公共公益施設の管理に関する基準にかかわらず、なお従前の例による。

誓 約 書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

事業者

氏名

印

私は、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱第51条の規定に基づき、下記施設及びその用に供する土地を将来にわたって維持管理し、かつ、将来にわたってその用途を変更しないことを誓約いたします。

なお、この施設及びその用に供する土地を第三者に譲渡し、又は貸与する場合は、将来にわたってそれらの維持管理をすること及び用途を変更しないことを譲渡し、又は貸与した者に遵守させることを併せて誓約いたします。

記

1 宅地開発事業を行う土地の表示 袖ヶ浦市

2 施設を設置する土地の表示 袖ヶ浦市

3 施設の利用目的

4 施設の用に供する土地の面積 平方メートル

- * 注意
- 1 当該土地の所有者が、事業者でない場合又は土地所有者以外の権利者がある場合は、事業者との連名とし、その旨を記載すること。
 - 2 本書には、実印を使用し、印鑑証明書を裏面に添付すること。
 - 3 公図の写し、土地利用計画図、実測図を各1部添付すること。